

アルファコモ株式会社

ディスクロージャー

2007年版

目 次

<u>主な記載項目について</u>	<u>1</u>
<u>会社の概況</u>	<u>2 ~ 8</u>
<u>営業の状況</u>	<u>9 ~ 21</u>
<u>経理の状況</u>	<u>22 ~ 30</u>
<u>追加情報</u>	<u>31 ~ 32</u>

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況等について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された会社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「営業所の状況」 本社及び従たる営業所について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 発行済み株数及び株主9名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則（細則を併記）を記載しています。
- 「苦情・紛争に関する事項」 当社の平成18年度における苦情・紛争等について記載しています。

3. 経理の状況

- 「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費」 平成18年度分を記載しています。
 - 「株主資本等変動計算書」 株主資本等について平成18年度における変動を記載しています。
 - 「個別注記表」 会社計算規則第129条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して開示しています。
 - 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表等に関する注記」、「損益計算書に関する注記」
 - 「監査に関する事項」 当社の会計監査について記載しています。
 - 「財務比率」 純資産額規制比率、純資産額資本金比率、自己資本資本金比率、自己資本比率、修正自己資本比率、負債比率、流動比率について記載しています。
- ### 4. 追加情報
- 平成19年4月1日以降平成19年6月30日までの変更事項について記載しています。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

会社名	アルファコモ株式会社
代表者	代表取締役社長 斉藤広志
所在地	名古屋市中区大須二丁目1番7号
電話番号	052-223-6311(代)

(2) 会社の沿革

年 月	概 要
昭和 4年 6月	人絹原糸織物業「山本清商店」開業。
昭和 28年 7月	福井人絹取引所仲介人登録。
昭和 46年 1月	改正商品取引所法に基づく商品取引員許可。
昭和 48年 8月	マルヤ商事株式会社(本社福井市)設立。 (設立資本金1,300万円)
昭和 50年 1月	資本金を5,000万円に増資。
昭和 50年 9月	名古屋繊維取引所(現中部大阪商品取引所)綿糸市場・毛糸市場・スフ糸市場の商品取引員許可。
昭和 51年 5月	資本金を7,000万円に増資。
昭和 52年 2月	資本金を8,500万円に増資。
昭和 53年 8月	名古屋営業所を支店に昇格。
昭和 56年 12月	名古屋支店を本社に、本社を福井支店に変更。
昭和 60年 3月	本社を名古屋市中区上前津二丁目1番24号から名古屋市中区大井町3番15号に移転。
平成 2年 3月	エグチフューチャーズ株式会社に社名変更。 資本金を1億2,750万円に増資。
平成 2年 5月	本社を名古屋市中区大井町3番15号から名古屋市東区泉三丁目17番9号に移転。従来の本社を名古屋中支店として存続。 豊橋営業所開設。
平成 2年 7月	名古屋穀物砂糖取引所(現中部大阪商品取引所)農産物市場・砂糖市場の商品取引員許可。 豊橋乾繭取引所(現中部大阪商品取引所)繭糸市場の商品取引員許可。
平成 3年 4月	資本金を3億円に増資。
平成 3年 8月	大阪支店開設。 神戸穀物商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の商品取引員許可。
平成 3年 10月	神戸ゴム取引所(現中部大阪商品取引所)ゴム市場の商品取引員許可。
平成 4年 2月	東京工業品取引所貴金属市場の会員加入。
平成 6年 8月	関門商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の会員加入。
平成 6年 12月	大阪繊維取引所(現中部大阪商品取引所)綿糸市場・毛糸市場・スフ糸市場の会員加入。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所(現中部大阪商品取引所)天然ゴム指数市場の会員加入。
平成 7年 4月	資本金を5億円に増資。
平成 7年 5月	福岡支店開設。 関門商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の商品取引員許可。

年 月	概 要
平成 8年 1月	大阪繊維取引所（現中部大阪商品取引所）綿糸市場・毛糸市場の商品取引員許可。
平成 8年 1月	神戸ゴム取引所（現中部大阪商品取引所）天然ゴム指数市場の商品取引員許可。
平成 8年10月	豊橋営業所廃止。
平成 9年 8月	資本金を5億6,050万円に増資。
平成 9年10月	大阪商品取引所（現中部大阪商品取引所）アルミニウム市場の商品取引員許可。
平成10年 1月	新本社ビル完成、本社を名古屋市東区泉三丁目17番9号から名古屋市中区大須二丁目1番7号に移転、名古屋中支店を廃止し本社に統合。
平成10年 7月	東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員許可。
平成11年 9月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）の砂糖市場・綿糸市場・毛糸市場の受託業務及び取引を廃止。
平成11年11月	「畜産物市場の受託の許可」を受け、中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）畜産物市場の受託会員加入。
平成11年12月	「石油市場の受託の許可」を受け、中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）石油市場の受託会員加入。
平成12年 3月	大阪商品取引所（現中部大阪商品取引所）の毛糸市場上場廃止に伴い、同市場の受託業務及び取引を廃止。
平成12年 4月	「石油市場の変更の許可」を受け、東京工業品取引所石油市場の受託会員加入。
平成13年 3月	東京支店開設。
平成13年 6月	資本金を8億4,650万円に増資。
平成13年10月	外国為替証拠金取引業務取扱開始。
平成14年 3月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）の繭糸市場上場廃止に伴い、同市場の受託業務及び取引を廃止。
平成14年12月	「水産物市場の受託の許可」を受け、関西商品取引所水産物市場の受託会員加入。
平成14年12月	「ニッケル市場の受託の許可」を受け、大阪商品取引所（現中部大阪商品取引所）ニッケル市場の受託会員加入。
平成15年 1月	「貴金属市場の受託の許可」を受け、東京工業品取引所貴金属市場の受託会員加入。
平成15年 4月	アルファコモ株式会社に社名変更。
平成15年12月	福岡支店廃止。
平成16年 3月	福岡商品取引所（現関西商品取引所）農産物市場の受託業務及び取引を廃止、同取引所会員脱退。
平成16年 3月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）農産物市場の受託業務及び取引を廃止。
平成16年 3月	新宿支店開設。
平成16年 4月	大阪商品取引所（現中部大阪商品取引所）の綿糸市場上場廃止に伴い、同市場の受託業務及び取引を廃止。
平成16年 7月	大阪支店新店舗へ移転。
平成16年 9月	東京支店廃止。
平成16年10月	アメリカンファミリー生命保険代理店業務取扱開始。
平成17年 3月	商品取引所法改正に伴う商品取引員として「商品取引受託業務の許可」。
平成17年10月	中部商品取引所（現中部大阪商品取引所）鉄スクラップ市場の上場に伴い、同市場の受託会員加入。

年 月	概 要
平成17年10月	関西商品取引所農産物市場及び水産物市場の受託業務並びに取引を廃止、同取引所会員脱退。
平成17年10月	外国為替証拠金取引業務取扱廃止。
平成18年11月	新宿支店新店舗へ移転。
平成19年 3月	中部大阪商品取引所の一部市場（畜産物市場、鉄スクラップ市場、アルミニウム市場、ニッケル市場）脱退。

（３） 会社の目的

商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品および上場商品指数の取引ならびにオプション取引の受託業務

商品取引所法の適用を受ける商品および商品指数ならびにオプションに係る売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業

外国の商品取引所の商品市場における上場商品および上場商品指数ならびにオプションの売買、受託、委託の媒介、取次ぎもしくは代理業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究、ならびに商品投資販売業、商品投資顧問業

外国為替および外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨および金融商品の売買ならびに売買取引の受託、取次業務

生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

ゴルフ会員権の売買仲介およびその斡旋業務

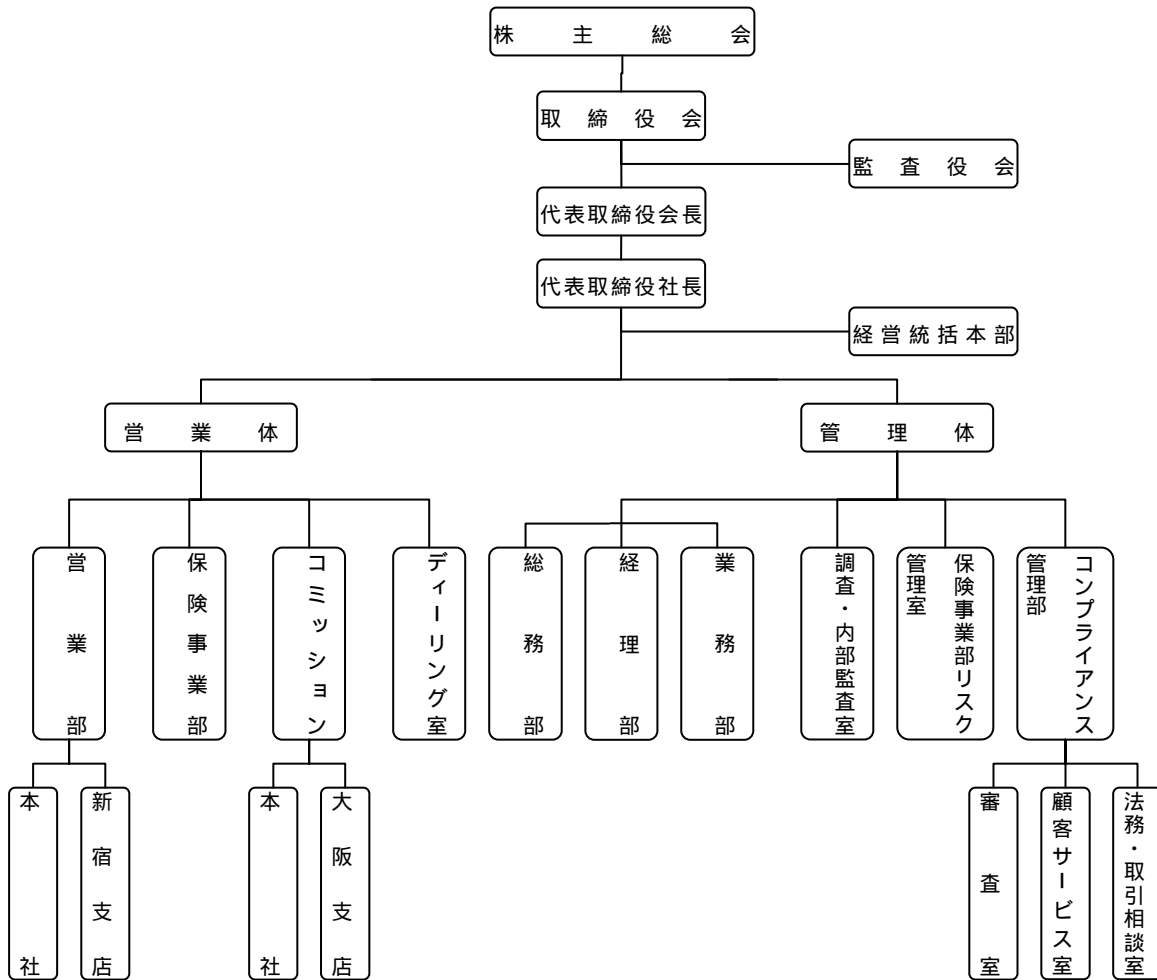
リゾートクラブ会員権の売買仲介およびその斡旋業務

上記に付帯する一切の業務

(4) 事業の内容

経営組織

当社の経営組織は次のとおりです。



業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（現物先物取引、指数先物取引及びオプション取引、現金決済取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としています。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項の規定に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品取引員として商品取引受託業務の許可を受けています。

許可番号 農林水産省指令16総合第1870号
(平成17.3.16商1号)

なお、当社が加入する取引所及び商品市場は下記のとおりです。

市場名 取引所名	農 産 物	貴 金 属	石 油	ゴ ム	天然 ゴム 指数	上 場 商 品 名
東京穀物 商品取引所						小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、とうもろこし、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、とうもろこしオプション、大豆オプション、生糸、野菜
東京工業品 取引所						金、銀、白金、パラジウム
						ガソリン、灯油、原油、軽油
中部大阪 商品取引所						ガソリン、灯油、軽油
						RSS 3号、TSR 2 0
						天然ゴム指数

(注) 本表は平成 19 年 3 月 31 日現在の商品市場加入状況です。

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務です。

自己売買業務は上記「イ」に掲げた商品市場において行っています。

(b) 従たる業務

アメリカンファミリー生命保険代理店業務。

(5) 営業所の状況

店舗の名称	所 在 地	電 話 番 号
本 社	名古屋市中区大須二丁目 1 番 7 号	0 5 2 - 2 2 3 - 6 3 1 1
新宿支店	東京都新宿区新宿五丁目 1 8 番 1 4 号	0 3 - 3 2 0 3 - 2 1 8 1
大阪支店	大阪市中央区島之内一丁目 2 1 番 1 9 号	0 6 - 6 2 4 1 - 7 2 2 1

(6) 財務の概要(平成 19 年 3 月決算期)

(a) 資本金	8 4 6 , 5 0 0 千円
(b) 純資産額	* 1 2 , 7 4 1 , 4 9 2 千円
(c) 総資産額	3 , 8 1 7 , 9 9 0 千円
(d) 営業収益 (うち、受取手数料)	1 , 1 7 4 , 5 2 3 千円 (1 , 1 2 4 , 0 3 6 千円)
(e) 経常損失	1 1 2 , 6 8 5 千円
(f) 当期純損失	5 1 , 5 7 8 千円

* 1 商品取引所法第 2 1 1 条第 4 項以外において準用する同法第 9 9 条第 4 項に基づく商品取引所法施行規則第 3 8 条の規定により算出。

(注)商品取引所法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により定める純資産額の基準額は一億円です。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,550,000株(平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8) 主要株主名(9名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合
東名食糧(株)	880,000株	56.8%
松本義博	260,800	16.8
従業員持株会	232,100	15.0
梶田稔	72,600	4.7
斉藤広志	46,200	3.0
中橋一郎	31,600	2.0
安藤真	14,600	0.9
榊林輝男	10,100	0.7
金谷郁男	2,000	0.1
合計	1,550,000株	100.0%

(9) 役員状況

役名及び職名	氏名(生年月日)	所有株式数
代表取締役会長	松本 義博(昭和17年4月10日)	千株 260
代表取締役社長	斉藤 広志(昭和34年6月27日)	46
常務取締役	梶田 稔(昭和36年5月9日)	72
取締役経理部長	榊林 輝男(昭和22年10月1日)	10
取締役	江口賢一郎(昭和5年9月13日)	
監査役(常勤)	金谷 郁男(昭和4年12月10日)	2
監査役(非常勤)	五藤 輝夫(昭和27年10月24日)	
監査役(非常勤)	松本 昭(昭和24年2月19日)	
計	8名	390

(注) 1. 松本義博及び斉藤広志は平成18年6月1日就任いたしました。

2. 監査役 五藤輝夫・松本昭は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役です。

3. 所有株式数の千株未満は切り捨てています。

4. 取締役中橋一郎は平成 18 年 7 月 31 日、常務取締役細田義男は平成 18 年 8 月 29 日に辞任いたしました。

(1 0) 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	89人	66人	23人	57人	32人
平均年齢	38.6才	38.1才	39.7才	37.0才	40.1才
平均勤続年数	6.1年	6.3年	5.3年	5.5年	7.1年
外務員数	76人	60人	16人	56人	20人

(注) 営業社員数には、生保代理店業務担当者2名を含んでおります。

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社におきましては、コンプライアンスの徹底を最重要課題として全社員に周知し、商品取引員として適正に市場仲介の責務を果たすべく、日々、厳しく業務の遂行において真摯に取り組むよう指導いたし、お客様の保護育成、受託業務の適正な運営及び管理に努めております。

又、お客様に安心してお取引をしていただくため財務強化に努め、健全経営をモットーに如何なる環境の変化にも対処できる態勢を整えるべく、経営基盤の強化に努めております。

(2) 当社及び当業界を取り巻く環境

商品先物取引業界におきましては、平成17年5月の改正商品取引所法施行後の商品取引員を取り巻く環境は依然厳しく、個人投資家の取引減少等によって売買高が減少して、収益力を低下させており、異業種からの業界参入があったものの既存の商品取引員が合併、廃業等によりその数を減らすなどの状況が続いております。

また、商品取引所におきましても東京とその他地域の市場間格差が顕著になる中で、東京穀物商品取引所と横浜商品取引所の合併に続いて関西商品取引所と福岡商品取引所、中部商品取引所と大阪商品取引所が相次いで合併し、急速に再編が進んでおります。

(3) 営業の経過及び成果

受取手数料部門

厳しい事業環境の中で当社も少なからず影響を受け、売買高及び受取手数料収入は前期比大幅に減少いたしました。売買高は712千枚（前期比40.6%）に減少、受取手数料は1,124百万円（前期比21.6%）となりました。

売買損益部門

ディーリング部門においては、41百万円の利益を計上、前期比26百万円の増収となりました。

以上の結果、当期の営業収益は1,174百万円（前期比19.7%）となり、経常損失112百万円を計上、当期純損失51百万円の計上となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益等は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

期別	第34期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物市場	382,213
畜産物市場	30
貴金属市場	455,312
ニッケル市場	0
アルミニウム市場	0
石油市場	270,155
ゴム市場	11,130
天然ゴム指数市場	5,185
鉄スクラップ市場	11
合計	1,124,036

- (注) 1. 消費税は含まれていません。
2. 千円未満は切り捨てて表示をしています。

(b) 売買損益 (単位: 千円)

商品市場名	期別	第34期
		(自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		42,801
畜産物市場		0
貴金属市場		11,735
ニッケル市場		0
アルミニウム市場		0
石油市場		3,295
ゴム市場		3,173
天然ゴム指数市場		9,822
鉄スクラップ市場		0
合計		41,008

- (注) 1. 消費税は含まれていません。
2. 千円未満は切り捨てて表示をしています。

(c) 売買高 (単位: 枚)

商品市場名	期別 内 訳	第34期		
		(自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		223,312	55,464	278,776
畜産物市場		17	0	17
貴金属市場		120,112	16,617	136,729
ニッケル市場		0	0	0
アルミニウム市場		0	0	0
石油市場		229,824	54,121	283,945
ゴム市場		5,869	2,300	8,169
天然ゴム指数市場		3,091	1,606	4,697
鉄スクラップ市場		10	0	10
合計		582,235	130,108	712,343

(4) 対処すべき課題

求められる商品取引員となるべく、コンプライアンスをさらに全社員に徹底し、法令等を遵守した適正な営業活動によりお客様とのトラブルの発生防止に努め、会社の社会的信頼度の向上を図るとともに社員教育制度を充実し社員のレベルアップを図ってお客様のニーズに応えていくことが最重点課題であります。

又、委託者債権については手厚く対処いたしており、お客様の当社に対する債権の保全に万全を尽くしておりますが、さらに安心してお取引いただくため、厳しい環境下ではありますが、営業基盤の拡充に努め収益力の向上を図るとともに、経費節減に努めて財務体質の強化を図って安定成長していくことが必要であり、体制の確立に全社員が一丸となって邁進いたしております。

(5) 受託業務管理規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、アルファコモ株式会社（以下「当社」という。）が、顧客の保護育成をはかるため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第 2 条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

破産者で復権を得ない者

借入金によって取引に参加しようとする者

長期入院患者

恩給・年金・退職金・保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者

一定以上の収入(年収 5 0 0 万円以上)を有しない者

主婦及び家事に専従する者

満 2 5 歳未満の若年者及び満 7 5 歳以上の高齢者

投資可能資金を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

第 3 条第 2 項の規定に基づいて確認する書面の差し入れがない者

2 . 前項第 6 号、同 7 号及び同 8 号に該当する者については、第 1 号の例外要件を満たしている場合、同 9 号の 7 5 歳以上の高齢者については第 2 号の例外要件を満たしている場合、同 1 0 号に該当する者については第 3 号の例外要件をみたしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行うに不適格な対象者であることを理解しているとともに、これらの例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは前項の規定にかかわらずこれらの者に対し勧誘受託ができるものとする。

(1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びこれを証明するものがあること。

(2) 顧客が直近の過去 3 年以内に延べ 9 0 日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引・有価証券に係る先物取引・外国為替証拠金取引・株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること。

(3) 顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。

3 . 第 1 項に該当しない者であっても、管理担当責任者がその者の資金力、理解度からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、勧誘及び受託を行わないものとする。また、取引中に委託者が第 1 項に該当することとなった場合には、当該委託者に対して速やかに取引の決済を要請し、その後の勧誘、受託は行わないものと

する。ただし、第6号から第10号までに規定する者に該当することとなった者については、第2項の例外扱いと同様の手続きにより取り扱うものとする。

4. 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者についても、第1項第9号に準じ、商品先取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて厳格に審査し、これを承認した場合には、勧誘および受託の適否を判断するものとする。

5. 第2項の例外扱いに係る審査及び前項の審査については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の説明)

第3条 当社は商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引 委託のガイド」等の関係書面を事前に交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。

なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしてその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解を書面により行うものとする。

商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10倍～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。

預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。

取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおしきみ等に関する事項

委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項。

商品取引員の禁止行為に関する事項。

その他「商品先物取引 委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項。

2. 商品先物取引は損失を被ることがあるため、顧客に対し取引は自己の責任と判断において行うべきものである旨十分な理解と自覚を求めるものとする。

(勧誘の際の留意点)

第4条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号についてFAX等で本・支店等全社内に周知徹底して再勧誘防止の徹底を図り、それらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

なお、これらの顧客リストは管理担当班において厳重に保管するものとする。

3. 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

午後9時～午前8時等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘。

顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘

顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(取引口座設定カードの整備)

第5条 当社は、不適格者の参入防止等のため、商品先物取引を行おうとする顧客から、次に掲げる事項に顧客が直筆記入した取引口座設定カードの提出を受けるものとする。ただし、
のうちの投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定する
ものであり、取引中に損失が発生したときは損失額が減額されるものであることをわかり
やすく説明した上で申告を受けるものとする。

氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先

職業、役職、勤務先

収入、資産の状況及び投資可能資金額

商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度等について

その他必要と認める事項

2. 取引口座設定カードにより顧客の属性情報を把握し、その情報に変更があれば顧客属性調査記録を作成のうえ、その都度更新し顧客情報を適切に管理するものとする。
3. 取引口座設定カード及び顧客属性調査記録は、すべてこれを第10条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

(適格性の審査)

第6条 当社は、不適格者の参入防止及び適正な受託を遂行するため取引口座設定カード及び
第3条の理解を確認する書面等によって、顧客の適格性を審査するものとする。

2. 前項に基づく審査は、全店の案件について本社審査室が顧客に対して対面若しくは電話による口頭で職業、収入及び資産等の属性、取引に対する理解力等についての確認を行い、審査結果報告書を付して管理担当班責任者に提出し、管理担当班責任者は内容を審査のうえ、意見を付して総括責任者の決裁を申請する。この申請を受けた総括責任者は審査結果報告書により適合性を厳格に審査のうえ適否の決定行うものとし、顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止しその者からの申出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。

なお、総括責任者が不在の場合管理担当班責任者が適否の決定を行うものとする。

3. 前項の審査による承認があるまでは、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとし、その審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成の上、取引終了後3年間保存するものとする。

(受託業務及び勧誘における禁止行為)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、取引所指示事項及び日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第8条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、新たに

契約した顧客であって直近3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない者については、取引開始後3ヵ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 習熟期間内における顧客からの受託数量は、第5条の取引口座設定カードに記載された投資可能資金額の3分の1の額(取引開始後に発生する追証、臨時増、定時増等の証拠金は含まない。)に相当する取引数量に制限する。

ただし、未経験者自身がこの制限を超える取引の希望した場合には、当該委託者自身が、そのためには本人が商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがあり、これらの内容について総括責任者が審査しこれを承認したときは、制限取引数量を超えて受託することができる。ただし、その場合の受託数量は投資可能資金額を上限とする。

なお、総括責任者の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

- (2) 習熟期間内における顧客の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、顧客ごとの取引状況表・委託者シミュレーション及び資金管理一覧表により、その取引内容及び資金状況を常時把握するとともに、これを分析精査し、適切な顧客管理を行うものとする。
- (3) 商品先物取引に対する理解度を判定するため、第3条の規定に関する項目について、習熟期間内にアンケート調査を2回実施し、未だ理解が充分でないと思われる顧客については、管理担当班責任者が清算を促すものとする。
- (4) 習熟期間満了後において、投資可能資金額の3分の1相当額を超える取引を希望する顧客からは、「商品先物取引「危険性」の了知について」により、商品先物取引は預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託しようとする取引証拠金等及びこれまでに預託している取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることの理解について確認し、書面の提出を受けるものとする。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は、公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている顧客からの入金累計額が、第5条の取引口座設定カードに記載された投資可能資金額を超えることとなった場合には、顧客が新たに申告した投資可能資金額が、損失をしても生活に支障の無い範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの確認を行うものとする。

2. 第1項の確認書類の提出がないときは、追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに決済するよう当該顧客に要請するものとする。

(管理担当班の設置)

- 第10条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本店管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班を設置し責任者を置くものとする。
- 2．受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当班の統括調整を行うため、本店に総括責任者を置くものとする。
 - 3．総括責任者は役員相当の者とし、管理担当班責任者は部長相当の者とする。
 - 4．日常の管理担当班の業務を遂行するため、内部管理責任者を置き部長相当の者がこれにあたるものとする。
 - 5．総括責任者及び管理担当班の組織図は別掲とする。(別紙)

(管理担当班の職務)

第11条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- 「取引口座設定カード及び取引申出書」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- 顧客管理のための「取引口座設定カード及び顧客属性調査記録」の整備
- 第7条及び第8条の規定に基づく取引の抑制
- 登録外務員の顧客に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に対する指導
- 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
- 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応及びその内容の調査
- 過去に恣意的に紛争を多発した顧客の参入予防措置
- 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに顧客の理解度を向上させるために必要な措置(アンケート調査)
- その他顧客の保護育成に必要なと認められる事項
- 営業の広告宣伝に関する事項の審査

(取引本証拠金の額等に係る措置)

- 第12条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- 2．充用有価証券の受入れ額は、取引所が定める充用価格とする。
 - 3．取引本証拠金の額等の変更及び広報に係る社内責任者として総括責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

(委託者保護に関する諸規程を形骸化させぬための措置)

第13条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為、又は、その他この規則、この規則に基づく細則及び顧客保護のために当社が指示した事項に違反した社員に対しては、別に定める懲罰規程に基づき厳格な懲罰を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第14条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附 則

この規則は平成 3 年 1 0 月 2 日から施行する。

1. 平成 5 年 2 月 1 日改訂
2. 平成 5 年 6 月 1 日改訂
3. 平成 6 年 5 月 1 日改訂
4. 平成 7 年 7 月 3 日改訂
5. 平成 7 年 1 2 月 5 日改訂
6. 平成 1 0 年 9 月 1 日改訂
7. 平成 1 1 年 4 月 1 日改訂
8. 平成 1 2 年 4 月 1 日改訂
9. 平成 1 2 年 7 月 3 日改訂
- 1 0. 平成 1 3 年 8 月 1 日改訂
- 1 1. 平成 1 4 年 2 月 2 5 日改訂
- 1 2. 平成 1 5 年 4 月 1 日改訂
- 1 3. 平成 1 5 年 6 月 6 日改訂
- 1 4. 平成 1 7 年 5 月 1 日改訂
- 1 5. 平成 1 7 年 9 月 1 日改訂

受託業務管理規則細則

この細則は、受託業務管理規則（以下当細則において「規則」という。）第 3 条（勧誘の際の説明）、第 4 条（勧誘の際の留意点）、第 7 条（受託業務及び勧誘における禁止行為）、第 8 条（未経験者の保護育成措置）、第 9 条（不正資金の流入防止）の規定に係る基準等について定めたものである。

（勧誘の際の説明）

第 1 条 電話での説明を行う場合は、相手の手元に商品先物取引委託のガイド等の関係資料があることを確認のうえ、規則第 3 条に基づき説明し、通話中に顧客の理解を口頭で確認するとともに、顧客に確認書面の送付をもとめ、それにより後日改めて確認するものとする。

2. 商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者に該当しない顧客が「説明は不要」との意思表示を示した場合でも、当該顧客の理解状況を確認しつつ説明を行うものとする。

（勧誘の際の留意点）

第 2 条 商品先物取引の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対しては、これら告知及び意思の確認について記録した、見込客カードを作成するものとする。

なお、見込客カードは契約に至った場合のみ取引終了後 3 年間保存する。

2. 委託を行わない旨の意思を表示した顧客は、再勧誘が行われないように電磁的処理をするとともに、勧誘規制リストに登録するものとする。

（受託業務及び勧誘における禁止行為）

第 3 条 規則第 7 条における不当勧誘規制とは以下のものである。

勧誘の告知・確認の義務

商品市場における取引等につき、その勧誘に先立って、顧客に対し自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げたうえで、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。

委託を行わない旨の意思を表示した顧客への勧誘

商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘をうけることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。

迷惑な仕方での勧誘

社会通念上迷惑であると考えられる時間・場所・方法による勧誘である。

迷惑な時間帯(午後9時から午前8時)に電話又は訪問による勧誘を行うこと、顧客の意思に反して長時間に亘る勧誘を行うこと、また、顧客に対し困惑させ、不安の念を生じさせるような勧誘をすること。

ただし、顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合は、違反にはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第4条 規則第8条の規定における習熟期間満了後の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 規則第8条4項の確認書面は、実質入金額の累計が200万円を超える毎に行うものとする。ただし、当業者、法人及び取引開始後1年を超える者には適用しない。
- (2) 委託者が振込み入金したことにより、前号に該当することとなったときは、速やかに第1号の措置を行うものとする。
- (3) 過去に、他商品取引員で商品取引を経験した者又は、当社において商品取引を経験した者であっても、直近3年以内に延べ90日以上取引経験が無い者については、規則第8条の規定による資金管理を行うものとする。
- (4) 管理部担当者は、習熟期間を満了した顧客であって、かつ、1年未満の委託者から投資可能資金額を超えた入金を受けるときは、資金事情についての顧客属性調査を行うものとする。
- (5) 営業担当者は、顧客から入金を受けるときは、委託者シュミレーションにより当該入金の確認措置に疎漏のないように資金管理を行うこと。

(不正資金の流入防止)

第5条 規則第9条の規定による「不正資金の流入防止」措置を講ずる対象者は、次の各号に掲げるものを云う。

- 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱者
- 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 民間企業における金銭、有価証券等の取扱い者

2. その調査には、調査室が当たり営業部はこれに協力するものとし、調査結果に関する記録を作成のうえ、これを10年間保存するものとする。

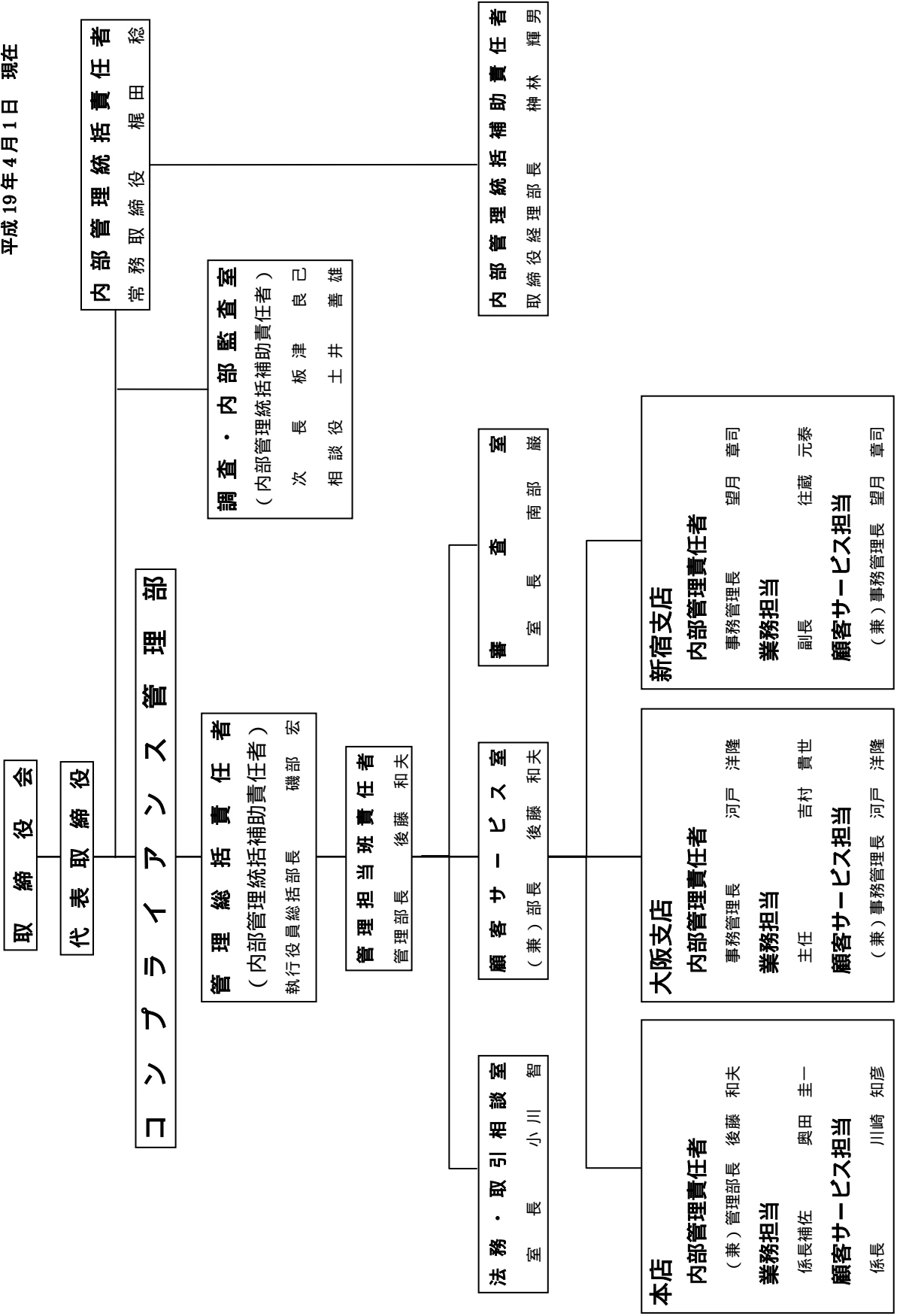
以上

管理担当班組織図

別紙（受託業務管理規則第10条関連）

アルファコム株式会社

平成19年4月1日 現在



(6) 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
132名	33名	86名	79名

(7) 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
511名	344名	394名

(8) 苦情・紛争に関する事項

当社では、本社及び各支店にコンプライアンス管理部員を配し、お客様からの苦情や相談等を受付けており、苦情等を受付けたときは直ちに詳細な社内調査を実施して迅速かつ適切な対応と処理ができるよう体制を整えております。また、コンプライアンス管理部員は営業部門に対する営業活動のチェック・指導を行い、適切な営業活動を行うことにより苦情等の発生防止に努めています。

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	2	2			0
取引に係るもの	8	6		1	1
取引終了時に係るもの	2	2			0
その他に係るもの					0
合計	12	10	0	1	1

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	2	1	1		0
取引に係るもの	2	2			0
取引終了時に係るもの					0
その他に係るもの					0
合計	4	3	1	0	0

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因

する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

(9) 訴訟に関する事項 平成18年度中の係争

当事業年度中における訴訟は、前年度からの係争事件5件を含み10件でありました。

内容は、当社が委託者の申立に対し債務不存在確認の訴訟を提起（債務不存在の判決により解決）したものが1件、委託者が当社の不正行為により損害を被った等の理由により当社に対し訴訟を提起したものが9件（和解判決により5件解決済）であります。

現在、当事業年度中に発生した5件の内4件が未解決であり、裁判所において審理中であります。

訴訟件数	判決	和解	係争中
10件	1件	5件	4件

3. 経理の状況

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,448,722,176	流動負債	897,689,813
現金及び預金	711,313,369	未払法人税等	3,686,600
委託者未収金	110,949,655	預り証拠金	838,634,866
有価証券	208,282,701	未払金	16,102,693
保管有価証券	305,141,030	賞与引当金	15,000,000
差入保証金	663,900,000	その他の流動負債	24,265,654
委託者先物取引差金	134,081,900		
預託金	300,000,000	固定負債	47,932,680
短期貸付金	1,310,000	退職給付引当金	47,932,680
未収入金	7,107,818		
その他の流動資産	6,837,703	引当金	83,551,695
貸倒引当金	202,000	商品取引責任準備金	83,551,695
固定資産	1,369,268,457		
有形固定資産	534,347,306	負債合計	1,029,174,188
建物	204,461,786	(純資産の部)	
構築物	491,520	株主資本	2,770,338,090
車輜	4,758,555	資本金	846,500,000
器具及び備品	3,256,445	利益剰余金	1,923,838,090
土地	321,379,000	利益準備金	64,975,000
無形固定資産	36,970,115	その他利益剰余金	1,858,863,090
のれん	13,040,000	別途積立金	1,800,000,000
ソフトウェア	6,373,001	繰越利益剰余金	58,863,090
電話加入権	16,827,995		
その他の無形固定資産	729,119	評価・換算差額等	18,478,355
投資その他の資産	797,951,036	その他有価証券評価差額金	18,478,355
投資有価証券	157,385,624		
出資金	280,427,000	純資産合計	2,788,816,445
長期未収債権	147,949,519		
長期差入保証金	263,803,283	負債・純資産合計	3,817,990,633
長期貸付金	360,000		
長期前払費用	88,428,044		
その他の投資	8,590,000		
貸倒引当金	148,992,434		
資産合計	3,817,990,633		

損 益 計 算 書

自 平成 18 年 4 月 1 日

至 平成 19 年 3 月 31 日

(単 位 : 円)

科 目	金	額
売 上 高		1,174,523,034
受 取 手 数 料	1,124,036,500	
売 買 損 益	41,008,300	
そ の 他 の 営 業 収 益	9,478,234	
販売費及び一般管理費		1,335,809,100
営 業 損 失		161,286,066
営 業 外 収 益		48,600,554
受 取 利 息	661,352	
そ の 他	47,939,202	
経 常 損 失		112,685,512
特 別 利 益		72,727,199
投資有価証券売却益	72,623,408	
加 入 金 払 戻 益	103,791	
特 別 損 失		9,881,495
固 定 資 産 売 却 損	61,060	
固 定 資 産 除 却 損	1,687,454	
そ の 他	8,132,981	
税引前当期純損失		49,839,808
法人税、住民税及び事業税		1,738,657
当 期 純 損 失		51,578,465

建物及び構築物	10	～	38	年
車輛運搬具	4	～	6	年
器具備品	2	～	6	年

無形固定資産	定額法
	ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により処理しております。
長期前払費用	定額法

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、夏期賞与支給見込額の当期対応額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。
商品取引責任準備金	商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則第111条に定める額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

受取手数料	商品先物取引及び指数先物取引については、委託者の売付又は買付に係る取引が成立したときに計上しております。
自己の売買損益	反対売買により取引を決済したときに計上するほか、未決済の取引を決算期末日の市場価格に基づき時価評価して評価差額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等は、税抜方式により会計処理をしております。

(7) その他

当事業年度より、会社計算規則に基づいて計算書類を作成しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 245,484,514 円

(2) 担保等に供している資産

預託資産 商品取引所法等関係法令、商品取引清算機関定款等により預託すべき取引証拠金として株式会社日本商品清算機構に預託している資産は次の通りであります。

差入保証金	663,900,000	円
長期差入保証金	210,346,101	円
計	874,246,101	円

保管有価証券	304,904,500	円
投資有価証券	94,967,000	円
計	399,871,500	円

分離保管資産 商品取引所法第210条の規定に基づき、所定の委託者保護基金に分離保管されている資産は次の通りであります。

預託金 300,000,000 円

土地 311,500,000 円

建物 179,888,914 円

計(+) 491,388,914 円

(3) 担保に係る債務

短期借入金、長期借入金とも借入金はなく、根抵当権の設定のみであります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

受取手数料収入 1,066,000 円

営業取引以外の取引による取引高

福利厚生施設賃借料支払 18,000,000 円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式 1,550,000株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議 平成18年6月1日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当金総額 23,250,000 円

1株当り配当額 15 円

基準日 平成18年3月31日

効力発生日 平成18年6月1日

基準日が当期に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年6月18日開催の定時株主総会に普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議しており、可決承認される予定であります。

配当金総額 23,250,000 円

配当の原資 利益剰余金

1株当り配当額 15 円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月18日

(3) 当事業年度末における自己株式

該当ありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰越税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金 331,216,914 円

貸倒引当金 60,223,791 円

退職給付引当金 19,412,735 円

商品取引責任準備金 33,838,436 円

その他 9,017,140 円

小計 453,709,016 円

評価性引当額 453,709,016 円

繰延税金資産合計 0 円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

属 性	親 会 社	
会 社 等 の 名 称	東 名 食 糧 株 式 会 社	
住 所	愛 知 県 西 春 日 井 郡 豊 山 町	
議決権等の所有(被所有)割合	被所有 直接 56.8%	
関 係 内 容	役 員 の 兼 任 等	—————
	事 実 上 の 関 係	大 株 主
取 引 の 内 容	商品先物取引受託(注1)	福利厚生施設賃借(注2)
取 引 金 額	1,066,000円	18,000,000円
科 目	未収金(受取手数料)	—————
期 末 残 高	18,900円	—————

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 商品先物取引は商品取引所の市場価格で行うものであり、当社との取引となる受取手数料については、一般顧客に適用する当社所定の手数料額に決定しております。
- 2 月初に当月分の賃借料を支払うことになっております。
- 3 取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれておりません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

資産の種類	器具及び備品
資産の内容及び数量等	電子計算機及びその周辺機器一式 その他の事務用機器の一部

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,799円23銭
1株当たり当期純損失	33円27銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成19年4月4日開催の臨時取締役会において、東名食糧㈱が所有する当社株式88万株の買取りを決議、平成19年4月25日開催の臨時株主総会に提議いたし可決承認されましたので、平成19年5月14日東名食糧㈱より当社株式88万株を買取りいたし、自己株式として保有いたしております。

本件は、当社にとって不適切な株主の参入を防止し独立企業として存続するためであり、当面は自己株式として保有して従業員持株会等への売却処分を検討いたします。

(退職慰労金の支出)

平成19年4月30日を以って取締役を退任する江口賢一郎氏に対する退職慰労金40百万円の贈呈について、平成19年4月25日開催の臨時株主総会において可決承認されましたので平成19年5月9日江口賢一郎氏に退職慰労金を贈呈いたしました。

以上

株主資本等変動計算書
(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

(単位 : 円)

	株 主 資 本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成 18 年 3 月 31 日残高	846,500,000	62,650,000	2,000,000,000	63,983,445	1,998,666,555	2,845,166,555
事業年度中の変動額						
任意積立金取り崩し			200,000,000	200,000,000	0	0
利益処分による配当				23,250,000	23,250,000	23,250,000
同上に伴う利益準備金の積立		2,325,000		2,325,000	0	0
当期純利益				51,578,465	51,578,465	51,578,465
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						0
事業年度中の変動額合計	0	2,325,000	200,000,000	122,846,535	74,828,465	74,828,465
平成 19 年 3 月 31 日残高	846,500,000	64,975,000	1,800,000,000	58,863,090	1,923,838,090	2,770,338,090

(注) 平成 18 年 6 月 1 日の定時株主総会における利益処分によるものであります。

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 18 年 3 月 31 日残高	52,572,532	52,572,532	2,897,739,087
事業年度中の変動額			
任意積立金取り崩し			0
利益処分による配当			23,250,000
同上に伴う利益準備金の積立			0
当期純利益			51,578,465
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	34,094,177	34,094,177	34,094,177
事業年度中の変動額合計	34,094,177	34,094,177	108,922,642
平成 19 年 3 月 31 日残高	18,478,355	18,478,355	2,788,816,445

(9) 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書等計算書類については、商法特例法による会計監査人である東陽監査法人の監査を受けています。

(10) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額(*1) / リスク額(*2) × 100]	925.25%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額(*1) / 資本金額 × 100]	323.86%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金 × 100]	329.45%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	73.04%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額(*3) × 100]	95.40%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額(*1) × 100]	37.54%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	272.78%

(*1) 商品取引所法第 2 1 1 条第 4 項において準用する同法第 7 項に基づく施行規則第 3 8 条の規定により算出。

(*2) 商品取引所法第 2 1 1 条に基づく施行規則第 9 9 条により算出。

(*3) 委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。

4. 追加情報

次の事項について、平成19年4月1日以降変更がありましたのでお知らせいたします。

(1) 役員状況

次のとおり役員の変更がありました。

平成19年4月30日付 江口賢一郎 取締役辞任
五藤輝夫 監査役(非常勤)辞任

役員一覧

(平成19年4月30日現在)

役名及び職名	氏名(生年月日)	所有株式数
代表取締役会長	松本 義博(昭和17年4月10日)	千株 260
代表取締役社長	斉藤 広志(昭和34年6月27日)	46
常務取締役	梶田 稔(昭和36年5月9日)	72
取締役経理部長	榊林 輝男(昭和22年10月1日)	10
監査役(常勤)	金谷 郁男(昭和4年12月10日)	2
監査役(非常勤)	松本 昭(昭和24年2月19日)	—
計	6名	390

(2) 自己株式の取得

平成19年5月14日、東名食糧(株)所有の当社株式88万株全株を買取り、自己株式として保有いたしております。

自己株式については、今後、従業員持株会等への売却を検討いたしております。

株主の状況(8名)

(平成19年5月14日現在)

氏名又は名称	所有株式数	発行済み株式総数に対する議決権の割合
松本 義博	260,800	38.9 %
従業員持株会	232,100	34.7
梶田 稔	72,600	10.8
斉藤 広志	46,200	6.9
中橋 一郎	31,600	4.7
安藤 真	14,600	2.2
榊林 輝男	10,100	1.5
金谷 郁男	2,000	0.3
株主8名小計	670,000	100.0 %
自己株式	880,000	—
合計	1,550,000株	

(3) 会社の目的の一部変更

平成19年6月20日、今後の事業多様化に円滑に対応するため当社定款の会社の目的について、一部変更をいたしました。(変更箇所を下線)

変更後の会社の目的

商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品および上場商品指数の取引ならびにオプション取引の受託業務

商品取引所法の適用を受ける商品および商品指数ならびにオプションに係る売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業

外国の商品取引所の商品市場における上場商品および上場商品指数ならびにオプションの売買、受託、委託の媒介、取次ぎもしくは代理業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資信託に関する調査、研究ならびに商品投資販売業、商品投資顧問業

外国為替および外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨および金融商品の売買ならびに売買取引の受託、取次業務

生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

その他適法な一切の業務

次の業務項目を削除いたしました。

ゴルフ会員権の売買仲介およびその斡旋業務

リゾートクラブ会員権の売買仲介およびその斡旋業務

上記に付帯する一切の業務

アルファコモ株式会社

〒460-0011

名古屋市中区大須二丁目1番7号

TEL 052-223-6311

FAX 052-223-6301

ホームページアドレス

<http://www.alphacomo.co.jp/>